

外国人研究者招聘事業研究実績報告書

原 俊彦

1. 招へいされた外国人研究者

所属・職名（和文）： ドイツ連邦人口研究所・主任研究員

（英文）： Senior Researcher, Federal Institute for Population Research (BiB)

氏 名（和文）： ユルゲン・ドルブリッツ

（英文）： Jürgen Drobritz

2. 招へい申請者

所属・職名： 北海道東海大学 国際文化学部・教授

氏 名： 原 俊彦

3. 受入研究者

所属・職名： 国立社会保障・人口問題研究所・国際関係部長

氏 名： 小島 宏

4. 招へい期間： 平成14年3月18日 ~ 平成14年3月28日（11日間）

5. 研究課題： ヨーロッパ全体の少子化の背景と家族政策の現状分析

6. 研究活動の概要

3月18日から3月28日までの期間に、国立社会保障・人口問題研究所において、研究協力者、研究所員、大学関係者を交えてこれまでの調査結果の検討、ヨーロッパの家族政策研究との整合性の検討を行なうとともに、ヨーロッパと日本における家族政策の諸側面に関して意見交換を行った。

具体的には、3月19日 午後14:00から16:00まで、国立社会保障・人口問題研究所第4会議室において特別講演会を開催（参加者約22名）。引き続き 16:00-18:00まで「第4回 少子化研究会」にオブザーバーとして参加。主としてドイツの状況を中心に、報告内容について研究プロジェクトチームとの詳細な質疑応答を行った。

翌20日から25日までは祝日・土日休日を除き、招聘申請者とともに、ドイツ・オランダ圏の研究成果についての検討作業を行うとともに、他の大学関係研究者との意見交換を行った。

さらに3月26日には、国立社会保障・人口問題研究所に、午後14:00から16:00まで「第5回 少子化研究会」にオブザーバーとして参加。最終報告書に関する討論（問題点の抽出と今後の課題の抽出・わが国への政策的含意など）を行った。

7. 研究課題の成果

今回、ドルブリッツ博士を招聘し、国立社会保障・人口問題研究所において特別講演を行って頂くとともに、少子化研究会にオブザーバー参加して頂いたことにより、ヨーロッパで現在進行している家族形態の二極化・多様化、結果としての少子化の進行、これに対する各国の政策介入と、その効果について以下のような点が明らかとなった。

1) 現在、先進諸国で進行している家族形態の二極化・多様化の背景には、近代的な個人における多様なライフスタイルの選択可能性の増大（個人化 Individualisation）と、これを受けて進行する、社会制度側の行動規範力の低下（Reduction of behavioural norming by social institutions）という、ミクロレベルとマクロレベルの二つの要因の相互作用があると考えられる。

2) ドイツ語圏諸国においては、この動きが無子割合の増大という形で現象化してきており、その割合は、現在把握しうる 1966年出生コ・ホ・トで、すでに 30%弱となっている。また、この動きは、第1子割合の相対的減少と、第2子以上割合の相対的安定化という特徴を持っており、結果的に、結婚せず子供を持たない人々と、結婚して 2人以上の子供持つ人々に二極化する傾向（Polarisation）を明確に示しており、この傾向はドイツ語圏諸国に特有のものであるといえる。

3) これに対し、北欧諸国や英米諸国では、非婚同棲や婚外子割合の増大という形で、結婚と出産・子育てが分離し、多様なライフスタイルが選択される多様化状況（Pluralisation）が進行しており、この動きが無子割合の増加を低く抑え、結果的に出生力水準の維持に繋がっているといえる。

4) またドイツ語圏諸国よりも結婚と出産・子育ての結合が強固な南欧諸国も、晩婚・晩産化が一層進むとともに、急速に無子割合が増加、二極化する傾向を示しているが、ここでは、同時に第1子のみ割合も増加しており、結婚して子供を持つが1子に止める傾向が見られる。

5) ドイツ語圏諸国における、このような無子割合の増加と、これにともなう二極化傾向の背景には、結果的に、女性に仕事か、家庭・子育てかの二者択一の選択を強いることになる、家族政策デザイン上の欠陥があるという。すなわち、ドイツの家族政策は、基本的に伝統的な有子専業主婦家庭を主眼とするものであり、北欧諸国などに比べ、女性の職業と子育ての両立を支援するものとしては極めて不十分である。また、その一方、フランスにみられるような、明確な出生促進的政策も避けられており、子育て・専業主婦家庭が被る所得損失の補償機能も不完全であり、女性の社会進出や自己実現の要求が高まる現代社会においては、子育てに対する構造的無理解（structural thoughtlessness toward family）を現出する結果となっている。

このような報告を踏まえ、少子化研究会での議論では、以下のような知見が得られた。

1) わが国においても無子割合は徐々に増大しており、とりわけ近年の出産力調査の結果から、従来比較的安定していた、既婚夫婦の完結出生児数に占める無子、1子の割合の増加傾向が確認され、晩婚・非婚化にともなう出生力の低下に加え、新たに有配偶出生力の低下も懸念され始めている。

2) ドイツにおける無子割合は 1966年出生コ・ホ・トで 29.1%と確認されているが、我が国の場合も、今回、国立社会保障・人口問題研究所が新長期推計で用いたデータによれば、すでに1965年出生コ・ホ・トで 21.9%となっており、推計値によれば 1975年出生コ・ホ・トでは 29.9%と、ドイツ並みの水準に達することが予想されている。

3) ただし、ドイツと比較した場合、1子割合も 1965年出生コ・ホ・トの 15.8%から1975年出生コ・ホ・トの 18.4%へと明らかに増大する傾向が見られ、ドイツ語圏型より、むしろ南欧型に近い傾向を示していることがわかった。

4) このような無子割合の増大と二極化傾向の背景として、ドルブリッツ博士が指摘する、女性に仕事か、家庭・子育ての二者択一の選択を迫ってしまう家族政策デザイン上の欠陥という点については、子供を持つことによる可処分所得の大幅な減少、子育て退職による職業キャリアの中断・職場復帰の困難さ(あるいは職業上の地位低下)、職場における勤務時間・就業期間調整などのフレキシビリティの欠如、家庭外保育機会・施設の不足・高負担など、わが国にも共通する部分があることが確認できた。

5) このような状況に対して、新たな家族政策的介入により、無子割合の増大を抑制するとともに、出生力水準を再生産レベルまで再度上昇させるかについて、プロジェクト参加者とドルブリッツ博士と間で議論を行った。

ドルブリッツ博士は、日本についてはわからないが、ドイツについては悲観的であり、その理由として、無子割合の増加を止めるには、若いカップルの第1子出生を強力に支援する施策が最も有効であるが、これはドイツ基本法の平等原則に違反するものであり、政策化が困難であること、またフランスのような明らかな出生促進的政策は戦前の歴史的経緯もあり不可能であること、さらに無子割合の増大の背景には、近代的な個人における多様なライフスタイルの選択可能性の増大と、これを受けて進行する社会制度による行動規範の緩和という、大きな歴史的潮流があり、これを家族政策的介入という人為的操作で食い止めるは不可能ではないかなどの点が指摘された。

これに対し、日本側からはドイツの場合とは異なり、適切な家族政策的介入を行った場合には、むしろ日本の方が出生動向を転換しうる可能性があるのではとの意見も出され、とりわけ、フランス型の出生促進的政策が受容されることは十分に考えられるとの見通しが得られた。

この他、今回、ドルブリッツ博士を招聘することにより得られた成果としては、

1) ドイツの出生動向調査の統計データについて、その種類、調査分析方法(とりわけ無子割合の計算方法など)についての詳細が確認でき、国際比較上の技術的問題を解決できた。

2) ドイツの家族政策的施策、とりわけ、税制、育児休暇などについて、その運用上の疑問点について具体的に確認できた。

3) 最近のフランスの動向、あるいはスエーデンでのかつての動向に対する、ドイツ側評価など、文献では把握しにくい微妙な点を直接確認できた。

などが挙げられる。

